

漁業取締船「つるぎ」及び「せんば」の燃料給油業務仕様書

1 業務の概要

漁業取締船つるぎ（以下「つるぎ」という。）及び漁業取締船せんば（以下「せんば」という。）への燃料給油について、受託者が本仕様書に基づき事前に届け出た給油方法（場所、時間帯、施設種類等）に沿って、委託者が指定した日時、場所、予定数量により受託者が行う。

2 契約期間

令和8年4月1日から同年6月30日まで

3 燃油の種類

J I S規格軽油（軽油引取税の免税措置が継続された場合は免税軽油）

4 給油方法

(1) 消防法第11条に規定に基づく許可を受けた船舶給油取扱所又は給油タンク車（船舶の燃料タンクに直接給油するための給油設備を備えた移動タンク貯蔵所）等により給油すること。

(2) 給油に必要な資材等については、請負者側の負担で用意すること。

ア 「つるぎ」の給油口：直径48 mm（フランジの取付口なし）

イ 「せんば」の給油口：直径42 mm（フランジの取付口なし）

(3) 給油を予定する日時及び数量は、委託者から受託者に事前に連絡する。

5 給油場所

(1) 「つるぎ」：沖洲マリンターミナルから橘港までの港のうち、受託者が応札仕様書で届け出た場所。なお、届け出された場所は、「つるぎ」（総トン数60トン）が安全に支障なく入出港できる港であること。

(2) 「せんば」：橘港から日和佐港までの港のうち、受託者が応札仕様書で届け出た場所。なお、届け出された場所は、「せんば」（総トン数47トン）が安全に支障なく入港できる港であること。

6 業務の料金の支払方法

(1) 実給油量毎に契約書で規定した単価を乗じた金額を、委託者は受託者に支払う。

(2) 毎月における「つるぎ」及び「せんば」の業務料金は、受託者の請求に基づき、委託者が翌月に支払う。

(3) (1) の乗じた金額のうち、1円未満の端数は切り捨てる。

7 その他

- (1) 受託者は軽油免税証を委託者から受領したときは、委託者に受領書を発行すること。
- (2) 委託者は受託者に販売した軽油の販売量を、受託者の指定する場所で月初に報告すること。
- (3) 受託者の参考に供するために、想定される給油の間隔と給油量を示す。ただし、業務費用の算定は、本想定に関わらず、実際に給油した量による。
 - ア 「つるぎ」及び「せんば」の給油間隔は、月2～3回を想定している。ただし、運航状況により、給油間隔は変動する。
 - イ 「つるぎ」及び「せんば」の毎回給油量は、2,000～5,500リットルを想定している。ただし、運航状況により、給油量は変動する。
 - ウ 燃料タンクの容量は、「つるぎ」11,000リットル、「せんば」8,000リットルである。